

岩手県告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年6月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
社団医療法人栃内病院第二病院	栃内第二病院	岩手郡滝沢村大釜字吉水103番地1	平成20年4月17日